

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 送 付 委員会名 |
|-------------|----------|--|-------|-------------|
| 27年 第15号 | 27.11.16 | <p>茨城県議会における陳情の取扱いの改正を求める陳情</p> <p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 茨城県議会における陳情に対する取扱いを、請願のそれと同様にすることを求める。 2. 1. に際し、郵送による陳情書の提出を認めるよう求める。 3. 1. に際し、陳情書の提出方法、賛同者の署名の有無若しくは多寡又は陳情者の住所若しくは国籍によって、その扱い方に差異が出ないように求める。 4. 1. 乃至3. に必要となる、茨城県の例規の改正を求める。 <p>(陳情理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 茨城県政を開けたものにし、健全な発展をさせるためには、より広く意思を募る必要がある。 2. 請願は、当然に地元精通した者でなければならず、地元民でも出来る者が僅少に限定される。 3. 陳情と請願で扱い方に相当の差異を設け、又は陳情書の提出方法、賛同者の署名の有無若しくは多寡、陳情者の住所若しくは国籍により差異を設けることは、地元内外不問で陳情希望者にこれを不当に断念させることになる。 4. 陳情を請願相当に強化した上で、提出方法等の要件を緩和することで、茨城県政の透明性を確保し、その発展にも寄与することになる。 5. これらの実現のためにも、茨城県の例規の改正が必要となる。 | 個人 | 議会運営 |